

令和 7 年第 3 回 神 崎 町 議 会 臨 時 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 8 月 6 日 (水曜日) 午後 2 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 令和 7 年度神崎町一般会計補正予算 (第 2 号)

追加日程第 1 議長の辞職許可について

追加日程第 2 議長の選挙について

追加日程第 3 議席の変更について

追加日程第 4 副議長の辞職許可について

追加日程第 5 副議長の選挙について

追加日程第 6 常任委員会委員の選任について

追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 8 香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

追加日程第 9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第 10 議案第 2 号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (10 名)

1 番 池田 孝幸 君

3 番 椿 浩一 君

5 番 高柳 智 君

7 番 鈴木 節子 君

9 番 高橋 正剛 君

2 番 鈴木 司 君

4 番 大原 秀雄 君

6 番 荒井 葉一 君

8 番 石橋 伸一 君

10 番 寶田 久元 君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	椿 等 君		
教 育 長	小川 泰求 君	総 務 課 長	浅野 憲治 君
総務課企画財政担当課長	池上 至人 君	町 民 課 長	大野 和義 君
まちづくり課長	石橋 正彦 君	まちづくり課主幹	椿 一星 君
保健福祉課長	澤田 達也 君	教 育 課 長	堀越 浩 君
会 計 管 理 者	瀧川美恵子 君		

職務により出席した者

事 務 局 長	本宮 賢 君	書	記	古里 卓実 君
---------	--------	---	---	---------

○事務局長（本宮 賢君） それでは、本日配付した資料の確認をさせていただきます。

本日の議事日程が1枚でございます。配付漏れはございませんでしょうか。

いつものことですが、携帯電話のご使用につきましてはご注意くださいようお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（高柳 智君） 令和7年第3回神崎町議会臨時会にご出席いただき、ご苦労さまです。

本日行われました議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日1日とすることになりました。議事運営につきまして、格別のご協力をお願いいたします。

（午後2時00分）

◎開議の宣告

○議長（高柳 智君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回神崎町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高柳 智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、6番 荒井葉一議員、7番 鈴木節子議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（高柳 智君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第3 議案第1号 令和7年神崎町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 令和7年度神崎町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,130万円とするものであります。

その概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15款、国庫支出金では、総務費国庫補助金として、地方創生臨時交付金1,435万8,000円を計上いたしました。

20款、繰越金では、前年度繰越金974万2,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、2款、総務費で、緊急生活支援事業として、物価高騰の影響を受ける町民の生活支援を目的として、65歳以上の町民に対し、町内事業所で利用できる商品券を1人1万円配布するため、2,410万円を計上いたしました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 緊急生活支援、商品券ということなのですが、先ほど町長のほうから物価高騰というところで、これは全町民に係る内容だと思うのですが、

そこを65歳以上というような限定をした根拠を教えてください。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） 椿議員のご質問にお答えいたします。

令和7年度の神崎町に対して交付される予定であります地方創生臨時交付金であります。2,622万8,000円が提示されております。そのうち、6月補正までに神崎町省エネ家電製品普及促進事業補助金、家庭用防犯カメラ設置事業補助金、農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金、この3つの事業で787万円を予算化しております。

また、9月補正におきまして、神崎保育所と米沢保育所のLED化工事を400万円で実施したいと考えております。

それを差し引いた金額が1,435万8,000円になるわけではありますが、この1,435万8,000円を使いまして、町民に対して応援券事業を考えたところ、対象が2,000人の65歳以上、金額にして1万円の応援券を交付する事業が最適ではないかと考えましたので、この事業を実施させていただくこととさせていただいております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はありませんか。

1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） 商品券を配布する形の中で、実際に使用率といいますか、こういったものはどのぐらい見ているのか、教えてください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

以前、令和4年度に同様に65歳以上の応援券の事業を実施しました。その際の使用実績でございますけれども、換金ベースで97.2%の使用実績がございました。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 65歳以上といいますと、神崎町の人口の何%ぐらいになるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それではお答えをいたします。

65歳以上の町民の数ですが、令和7年6月末現在で2,037人となっております。人口5,600人を分母として計算したところ、36%に該当するということになります。

以上でございます。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） まず、国庫支出金ということで、地方創生臨時交付金というものは全国の市町村に全部出ているわけでしょうか。

それで、その使い道は各自治体でどう使ってもいいわけなのですか。ひもつきという言葉はあれかな、これに使いなさいよとかそういうのは国・県からはないわけですか。その自治体で何に使ってもいいということですか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

地方創生臨時交付金であります。全国の自治体に金額が提示され、交付されております。

その使い道であります。対象事業、推奨メニューという事業になるのですけれども、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業という定義とされております。

具体的には、生活者支援といたしましては、エネルギー・物価高騰に伴う低所得者支援、子育て世帯支援、消費下支え支援、省エネ家電等への買い替え促進支援、また、事業者支援といたしましては、医療・介護・保育施設、学校施設に対する支援、農林水産業における物価高騰支援などがメニューとして提示されております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは、町の執行部がいろいろ考えて、町民に物価高騰のために臨時交付金を配布するわけですが、私は一般質問で町長と石橋課長に、門前払い、こんなのはできないよと言われたけれども、お米券なんかだって考えられることは考えられるでしょう。お米券よ。町長と一般質問で、石橋課長には完全に門前払い、検討も何もない。米は神崎町で持っている人がいっぱいいるからそんな必要ないといって、門前払い。そういうのも対象になるでしょう。

それと、低所得者と言っていましたが、所得制限はなくて、65歳以上の人には一律1万円を配布するというのですが、所得制限は考えなかったですか。所得制限がないと、私も65歳は過ぎているから1万円を給付されると思いますが、その2点。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

まず、お米券の件であります。6月の一般質問の際に、執行部側の答弁といたし

ましては、お米につきましては手に入れやすい家庭も多い状況がありますので、現状では考えていないというような回答だったと思います。臨時交付金の対象といたしましては、ほかの自治体ではやっているところもあるのかなと見ております。

もう一つ、所得制限は、今回の商品券事業では考えておりません。今説明いたしました推奨メニュー以外で、地方創生臨時交付金といたしまして、定額減税補足給付金及び物価高騰対応の給付金、これは非課税に対して3万円、子どものいる世帯には追加の2万円を交付する事業であります。この辺は地方創生臨時交付金の別メニューとして実施をしております。

今回の商品券事業につきましては、所得制限は考えておりません。

以上になります。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 商品券を65歳以上の方に配るのだということ、これはいろいろな市町村を確認してみると、調べてみると、言ってみれば、直接商品券を渡すというのは数少ない自治体で実施しているような形です。

これは神崎町の一つの、人数が少ないということも含めて、かなり特性があって、即効果が出るということも考え得るので、告知の方法をどんなふうにしていくのか。PRではありませんけれども、ぜひ町民にこういう制度をきちんと理解していただけるような形で告知をお願いしたいと思いますが、いかがですか。何か考えていることはありますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

告知についてですけれども、対象の方皆さんに、使用の方法ということで送らせていただきます。また、特に使用期限をよく確認しなくてということで、最後に駆け込みのような状態になることが今までのケースでは多かったので、早めの段階で使用期限等につきましても周知をさせていただいて、無線等も使いながら、啓発していこうと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高柳 智君) 賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高柳 智君) お諮りします。討論を終結し、採決したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高柳 智君) 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 令和7年神崎町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高柳 智君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

(午後2時15分)

○議長(高柳 智君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後2時17分)

○議長(高柳 智君) ただ今、私事でございますが、議長の職を辞したく、副議長に辞職願を提出いたしました。

ここで、議長を副議長と交代いたします。

(議長交代)

○副議長(大原 秀雄君) 本日はご苦労さまです。これよりしばらくの間、会議の議長を務めさせていただきます。よろしくご協力をお願いいたします。

ただ今、高柳議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○副議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

◎追加日程第1 議長の辞職許可について

○副議長（大原 秀雄君） 追加日程第1、議長の辞職許可についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、高柳議長の退場を求めます。

（議長退場）

○副議長（大原 秀雄君） それではまず、議長の辞職願を朗読させます。

（事務局長朗読）

○副議長（大原 秀雄君） 追加日程第1 議長の辞職許可についてを採決いたします。

高柳議長の議長辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（大原 秀雄君） 起立全員。よって、高柳議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

着席してください。

ここで高柳議員の除斥を解きます。高柳議員は入室してください。

（5番 高柳 智議員 入場）

○副議長（大原 秀雄君） ここで、議長を辞職されました高柳議員より発言の申出がありますので、これを許します。

○5番（高柳 智君） 発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

2年前に議長に立候補いたしまして、満票をいただきまして議長とさせていただきました。その際に私として一つの思いがございました。今までの旧態然とした活気のない議会を、何とか活気のある、討論をもっと活発に行えるような議会にしたい、この議会を、人数は少ないですが、もっと洗練された高みに持っていきたいという思いでございました。

その思いがゆえに、時としてちょっと強権的になってしまった部分、圧力的になってしまった部分、時間も限られた部分の中でスピード感を持ってやらなければいけないと思った部分が行き過ぎてしまったところは多々あるのではなかろうかと反省しております。

ただ、私の経験、知識、また、ネットワークを駆使して、この議会を、その思いを遂げるために努力してきたことは事実でございます。

振り返るに一点、かなり活発になってきたことは皆様もご承知のとおりだと思いますが、ただ一点、この議会を町民の方に届ける、映像をもって見ていただくという、

私なりの一丁目一番地がいまだになされていない。録画放映がされていないというのは、私の力不足、不徳の致すところの一点に尽きると思っております。

いずれにいたしましても、この2年間、議長の職を務めさせていただきましたのも、ひとえにここにいらっしゃる執行部、職員の方、そして議員の皆様の理解、ご協力があったればこそと思っております。何より町民の方々の私に対する叱咤激励が大きな力となったことは言うまでもございません。この場をお借りしまして、2年間、どうもありがとうございました。

以上です。（拍手）

○副議長（大原 秀雄君） ただ今、議長の辞職が許可されたことにより、議長が欠員となりました。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議長の選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○副議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。

◎追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（大原 秀雄君） 追加日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（大原 秀雄君） ただいまの出席議員は10名です。

神崎町議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人を指名します。1番 池田孝幸議員、2番 鈴木 司議員に立会人をお願いいたします。

投票用紙を配付させます。念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

（投票用紙の配付）

○副議長（大原 秀雄君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○副議長（大原 秀雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

○副議長（大原 秀雄君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長から議席番号と氏名を読み上げさせますので、正面に用意した投票箱に順番に投票してください。なお、投票は正面に向かって右回りでお願いします。

(投票)

○副議長（大原 秀雄君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○副議長（大原 秀雄君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。1番 池田孝幸議員、2番 鈴木 司議員は立会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長（大原 秀雄君） 選挙の結果を報告します。投票総数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。有効投票10票。有効投票のうち、高橋正剛議員10票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、高橋議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○副議長（大原 秀雄君） ただ今、議長に当選されました高橋議員が議場におられますので、神崎町議会会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

高橋議員、登壇し、ご挨拶をお願いします。

○9番（高橋 正剛君） ただ今、議員の皆様のご推挙をいただき、神崎町議会議長を拝命いたしました。誠に光栄であるとともに、責任の重大さをひしひしと感じている次第でございます。

私自身、議員として6期23年目を迎え、2回目の議長を拝命させていただきました。これからも議員皆様方のご理解とご支援を得ながら、円滑な議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいる所存でございますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○副議長（大原 秀雄君） ただ今の高橋議員の挨拶により、議長の就任が受諾されましたので、高橋議員の議長就任が決まりました。

それでは、会議の議長を新議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(議長交代)

○議長（高橋 正剛君） それでは、議長を交代しましたので、議事の進行に入らせていただきます。

◎追加日程第3 議席の変更について

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。この際、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議席を変更したいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、今回の議長選挙に伴い、神崎町議会会議規則第3条第3項の規定により、議席を変更したいと思います。

1番から4番及び10番はただ今の着席どおりとし、5番から9番は1番ずつ繰り下げた席を議席として指定いたします。

ここで暫時休憩といたします。

（午後2時39分）

○議長（高橋 正剛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後3時15分）

○議長（高橋 正剛君） 休憩中に、大原副議長から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎追加日程第4 副議長の辞職許可について

○議長（高橋 正剛君） 追加日程第4 副議長の辞職許可についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、大原副議長の退場を求めます。

(副議長退場)

○議長（高橋 正剛君） それでは、副議長の辞職願を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 正剛君） 追加日程第4 副議長の辞職許可についてを採決いたします。
大原副議長の副議長辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（高橋 正剛君） 着席してください。起立全員。よって、大原副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで大原議員の除斥を解きます。大原議員は入室してください。

(4番 大原秀雄議員 入場)

○議長（高橋 正剛君） ただ今、副議長の辞職が許可されたことにより、副議長が欠員となりましたので、この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに副議長の選挙を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。

◎追加日程第5 副議長の選挙について

○議長（高橋 正剛君） 追加日程第5 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長（高橋 正剛君） ただ今の出席議員は10名です。

神崎町議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人を指名します。3番 椿浩一議員、4番 大原秀雄議員に立会人をお願いいたします。

投票用紙を配付させます。念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

(投票用紙の配付)

○議長（高橋 正剛君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高橋 正剛君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（高橋 正剛君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長から議席番号と氏名を読み上げさせますので、正面に用意した投票箱に順番に投票してください。なお、投票は正面に向かって右回りでお願いいたします。

(投票)

○議長（高橋 正剛君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高橋 正剛君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。3番 椿 浩一議員、4番 大原秀雄議員、立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（高橋 正剛君） 選挙の結果を報告します。投票総数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。有効投票10票。有効投票のうち、椿 浩一議員10票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、椿 浩一議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（高橋 正剛君） ただ今、副議長に当選されました椿 浩一議員が議場におられますので、神崎町議会会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

椿 浩一議員、登壇し、ご挨拶をお願いいたします。

○3番（椿 浩一君） ただ今、副議長に信任いただきました椿です。改めて、よろしくをお願いいたします。

議員1年目でまちづくり厚生常任委員会委員長として2年やってきました。今度は副議長という立場の中で、議会を、先ほど前議長の高柳議員から議会改革という話の中で、活発で、闊達でというような話がございました。私ももちろんそれに賛同してこの2年やってきたつもりですけども、それをより充実させていく、そして高柳議員が、ここにビデオカメラがありますが、本当のこの議会の内容を町民に知らせたいという気持ちを私も継承しつつ、しっかりとここは議員みんなでこれを実行していくという考えでございます。

また、もちろん議長の、下支えではないですけども、共に協力し合って、よりよい議会運営、町の執行部との関係を強化しつつ、実施していきたいと思いますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

以上です。（拍手）

○議長（高橋 正剛君） ただ今の椿 浩一議員の挨拶により、副議長就任が受諾されましたので、椿 浩一議員の副議長就任が決まりました。

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。この際、常任委員会委員の選任について、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6から第7とし、順次議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎追加日程第6 常任委員会委員の選任について

○議長（高橋 正剛君） 追加日程第6 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、神崎町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長において、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって常任委員会委員は、お手元に配付名簿のとおり選任することに決定いたしました。

改めて、事務局長より朗読させます。

（事務局長朗読）

◎追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（高橋 正剛君） 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、神崎町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長において、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと

と思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員は、お手元に配付名簿のとおり選任することに決定しました。

改めて、事務局長より朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 正剛君） 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会議長から、本議会選出の高橋議員から辞職の申出があり、許可したので、新たに議員を選出されたいとの依頼がありましたので、香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として、選挙を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎追加日程第8 香取市町村圏事務組合議会議員選挙について

○議長（高橋 正剛君） 追加日程第8 香取広域市町村圏事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

香取広域市町村圏事務組合議会議員に石橋伸一議員を指名いたします。

お諮りします。ただ今、議長が指名した石橋伸一議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、石橋伸一議員が香取広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

当選されました石橋伸一議員が議場におられますので、議会会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

石橋伸一議員、登壇して、挨拶をお願いします。

○8番（石橋 伸一君） ただ今、香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙において、指名推選で当選させていただきました石橋伸一です。よろしくお願いいたします。

また、広域消防や、それから伊地山クリーンセンターなど、いろいろなことについて、これからしっかり取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。（拍手）

○議長（高橋 正剛君） ただ今の石橋伸一議員の挨拶により、香取広域市町村圏事務組合議会議員の就任が受諾されたので、石橋伸一議員の就任が決まりました。

○議長（高橋 正剛君） 続いて、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議長から、本議会選出の石橋伸一議員が辞職されたので、新たに議員を選出されたいとの依頼がありましたので、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎追加日程第9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

○議長（高橋 正剛君） 追加日程第9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

大原秀雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名した大原秀雄議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。したがって、大原秀雄議員が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選されました大原秀雄議員が議場におられますので、議会会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

大原秀雄議員、登壇して、挨拶をお願いします。

○4番（大原 秀雄君） ただ今、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に推薦いただきまして当選いたしました大原でございます。

私も初めてこの議員になりましたので、2年間、一生懸命勉強しながら努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（高橋 正剛君） ただ今の大原秀雄議員の挨拶により、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の就任が受諾されましたので、就任が決まりました。

ここで暫時休憩といたします。

（午後 3 時35分）

○議長（高橋 正剛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 3 時50分）

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。ただ今、休憩中に、町長より議案第2号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第10とし、直ちに議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。

◎追加日程第 10 議案第 2 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高橋 正剛君） 追加日程第10 議案第 2 号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、高柳 智議員の退場を求めます。

（5 番 高柳 智議員 退場）

○議長（高橋 正剛君） 議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 正剛君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第 2 号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

監査委員の選任については、地方自治法第196条第 1 項の規定により、識見を有する者及び議会議員のうちから、議会の同意を得て選任するものとなっており、これまでは、議会選出として荒井葉一氏に監査委員をお願いしてきたところですが、このたびの 8 月 6 日付退任に伴いまして、後任に高柳 智氏を監査委員に選任したく、同意を求めるものであります。

高柳さんは、町議会議員として長年の経験を生かして、町会計及び予算の執行に關して的確な監査をしていただけるものと思います。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第10 議案第 2 号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 正剛君） 着席してください。起立全員。よって、本案は同意されました。

ここで高柳 智議員の除斥を解きます。高柳 智議員は入室してください。

（5 番 高柳 智議員 入場）

◎閉会の宣告

○議長（高橋 正剛君） 以上で本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。これにて本臨時会を閉会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、令和7年第3回神崎町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後3時55分）